

性犯罪再犯防止プログラム

対象

- 本件処分の罪名に、不同意わいせつ（刑法第176条）、不同意性交等（刑法第177条）、監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法第179条）、不同意わいせつ等致死傷（刑法第181条）又は強盗・不同意性交等及び同致死（刑法第241条）が含まれる者（未遂を含む。）
- 本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）

仮釈放者

再発防止計画の作成

刑事施設におけるプログラムの受講

保護観察付一部猶予者

保護観察付全部猶予者（注1）

保護観察処分少年（注1、2）

少年院仮退院者（注2）

保護観察開始

メンテナンスプログラム

：問題性に応じて定められた頻度で定期的に面接し実施

- 再発防止計画の点検・見直し（注3）
- セルフチェックシート（注3）
- 緊急時の指導等（注3）コアプログラム受講者のみ

導入プログラム

- プログラムの目的や概要の説明
- コアプログラムに対する動機づけ
- 問題と強みのアセスメント

コアプログラム

：おおむね2週間に1セッションずつ、全5セッションで構成

- 認知行動療法に基づく指導
- 再発防止計画の作成
- Aセッション 性加害のプロセス
- Bセッション 性加害につながる認知
- Cセッション コーピング
- Dセッション 被害者の実情を理解する
- Eセッション 二度と性加害をしないために

特定の問題性等を有する者への指導等

：共通の指導のみでは対応困難な以下の対象者について、その特性等を踏まえた指導を実施

性加害が嗜癖化している対象者

知的に制約がある対象者等

小児に対する性加害を行った対象者等

刑事施設又は保護観察所のプログラム受講歴がある対象者

保護観察終了

対象者の家族

家族プログラム：家族の心身の状況等を踏まえ、実施の有無を検討

- 家族として必要な知識の付与
- 家族のサポート

- 性加害のプロセス
- 性犯罪再犯防止プログラムの内容
- 家族自身のセルフケア

（注1）コアプログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

（注2）18歳以上の者のうち、必要性が認められる者